

# 「企業秘密法」

## 日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 企業秘密法

(前文省略)

### 第一条

本法令を「仏暦二五四五年企業秘密法(プララーチャバンヤット・クワームラップ・ターン・ガーンカー)」と呼ぶ。

### 第二条

本法令は官報告示日から九〇日が経過した時に施行する。

[官報告示日は二〇〇二年四月二三日]

### 第三条

本法令において、

「企業秘密(クワームラップ・ターン・ガーンカー)」とは、一般に知られていない商業データ、または当該データに関係しない限り一般民衆が理解するところに至らない商業データで、秘密であることにより商業的利益のあるデータ、かつ秘密保持のためにふさわしい手段により商業上の秘密を管理する者のいるデータを意味する。

「商業データ(コームーン・ガーンカー)」とは、内容、事柄、事実関係等を知らせるため、方法、形に関わらず意味を伝達する物を意味し、プログラム、方法、テクニック、または製法工程に含まれる、または構成するフォーミュラ、モデル、業務も含む。

「製造(バリット)」とは、製作、混合、調合または変容を意味し、変状または仕分けも含む。

「販売(カーイ)」とは、商業上の利益のための売却、支払い、分配または交換を意味し、販売のための在庫も含む。

「医薬(ヤー)」とは、薬事法に基づく医薬を意味する。

「農業用化学品(ケミーパン・ターン・ガーンガセート)」とは、農業上の利益のために使用される化学品を意味し、農業に損害をもたらす病原菌を殺す、または虫、動物、植物を駆除するのに使用される化学品も含む。

「企業秘密所有者(チャオコーン・クワームラップ・ターン・ガーンカー)」とは、他者の企業秘密における権利を侵害せずに企業秘密である商業データを発見、考究、収集または創造した者、あるいは試験結果または企業秘密である商業データにおいて合法的な権利を有する者を意味し、本法令に基づき権利を譲り受けた者も含む。

「企業秘密管理者(プー・クワップクム・クワームラップ・ターン・ガーンカー)」とは、企業秘密所有者を意味し、企業秘密の占有者、管理者、保全者も含む。

「裁判所(サーン)」とは、知的財産・国際裁判所設置法及び知的財産・国際貿易訴訟法に基づく知的財産・国際貿易裁判所を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、企業秘密委員会を意味する。

「委員(カマカーン)」とは、企業秘密委員会の委員を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオ・ナーティー)」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「局長(アティボディ)」とは、知的財産局長を意味し、知的財産局長が委任した者も含む。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

#### 第四条

農業・協同組合大臣、商業大臣、及び厚生大臣を本法令の主務大臣とし、係官を任命し、各省の権限義務に係る部分において、本法令に基づく執行のための省令及び規約を制定する権限を有する。

その省令及び規約は官報で告示された時に施行できる。

#### 第一章

##### 企業秘密の保護

#### 第五条

企業秘密は譲渡することができる。

企業秘密所有者は、企業秘密を公開する、持ち出す、または使用する権利を有する。あるいは当該企業秘密の秘密を保持するために条件を定めることで、他者に企業秘密の公開、持ち出し、使用を許可する権利を有する。

相続ではない第一段に基づく企業秘密の譲渡は、譲渡人及び譲受人の署名を付した文面でこれをなさなければならない。譲渡契約に期間の定めがないときは一〇年の期限を有する譲渡であるものとみなす。

#### 第六条

本法令に基づく企業秘密における権利の侵害とは、その企業秘密所有者から承諾を得ずに企業秘密の公開、持ち出し、使用となる、相互に誠実な商業行為に反する形態を有する行為のことである。ここに侵害者は当該行為が相互に誠実な商業行為に反することを知らなければならず、または知っていたことのしかるべき事由がなければならない。

第一段に基づく相互に誠実な商業行為に反した形態を有する行為には、契約違反、相互に信認してきた秘密への侵害、または意図的な侵害行為、贈収賄、脅迫、詐欺、盗難、故買または電子上の方法やその他の方法を使用したスパイ行為も含める。

#### 第七条

企業秘密に対する以下の行為は、企業秘密における権利の侵害とはみなさない。

(一) 一方の契約当事者が第三者の企業秘密における権利を侵害することで取得した企業秘密であることを知らずに、または知る事由なく、法律行為によってその企業秘密を得たことによる企業秘密の公開または使用

(二) 以下の場合における政府機関が管理者となっている企業秘密の公開または使用

(a) 公衆の衛生または安全保護のために必要である場合

(b) 商業目的を持たない別の公共利益のために必要な場合。その場合にその企業秘密を管理する政府機関、またはその企業秘密を得た政府機関または関係者による、不正な商業使用から当該企業秘密を保護するための段階的な対処

(三) 独立した発見。すなわちその発見者独自の知識経験に基づく製造法の使用、または製作による、他者の企業秘密の発見、または

(四) 遡及的工学。すなわち発見者が一般に認知されている製品がどのように発明、製作、開発されたかその方法を研究するために評価及び分析することによる、他者の企業秘密の発見。ただしこのとき、その評価及び分析をした者がその製品を誠実な方法で得ていなければならない。

(四) に基づく行為は、その遡及的工学をなした者が企業秘密所有者、または製品販売者と、別様の遡及的工学をなすことをはっきり示した契約を交わしていたときは例外とはならない。

## 第八条

ある者が企業秘密における権利を侵害している、または侵害しそうな行為があるという明白な証拠がある時、権利を侵害されている、または侵害されそうな企業秘密管理者は以下の権利を有する。

(一) その者に対して企業秘密における権利の侵害の抑制または中止を命じるよう裁判所に申し立てる

(二) その者が企業秘密における権利を侵害することを禁じる命令を出すよう裁判所に告訴する。また企業秘密における権利を侵害した者に損害賠償を求めるため訴えることもできる

(一) に基づく権利の行使は(二) に基づく告訴の前にこれをなすことができる。

## 第九条

第八条に基づく権利を行使する前に、企業秘密における権利を侵害されている、または侵害されそうになっている企業秘密管理者及びもう一方の当事者は、委員会にその企業秘密に係るフォロー、または調停を要請するために合意することができる。ただしここにおいて、その企業秘密管理者の権利は失われず、当該フォローまたは調停が合意に達しそうな場合、もう一方の当事者は紛争を仲裁委員会の仲裁に委ねることができる。

第一段に基づく委員会のフォローまたは調停における申請及び審査方法は省令で定めた原則及び方法に従う。

## 第一〇条

権利を侵害された企業秘密管理者がその侵害を知り、かつ侵害者を知った日から三年が経過した時、企業秘密における権利の侵害を訴えることはできない。ただし侵害があった日から一〇年を時効とする。

## 第二章

### 企業秘密に係る訴訟

#### 第一条

企業秘密管理者が裁判所に第八条(二)に基づく命令を下すよう求め訴訟を起こした時、裁判所が企業秘密における権利への侵害があるが、訴えに基づく命令を出すには適当でない特別状況があると判断したときは、裁判所は企業秘密における権利侵害者に対し適当な代償を支払い、裁判所が適当と判断した期限に基づきその企業秘密を引き続き使用することを定めることができる。

裁判所が第八条(二)に基づき命令を下した場合、企業秘密における権利の侵害を禁じる。その企業秘密が一般に公開された、または後に企業秘密でなくなったときは、裁判所によって企業秘密における権利の侵害を禁じられた者は、裁判所に禁止命令の取消を申し立てることができる。

第八条(二)に基づく裁判所命令の請求において、企業秘密管理者は、その企業秘密における権利の侵害で使用した物質、道具、設備、その他の滅壊または差押えを命じるよう裁判所に請求することもできる。

企業秘密における権利の侵害によって作られ、侵害者の所有権が裁判所の命令に基づき国または企業秘密管理者に帰する製品、あるいは法律に反して生じた製品は、裁判所がその滅壊を命じることができる。

#### 第一二条

製造法の形態を有する企業秘密の管理者が民事訴訟で企業秘密における権利の侵害者を訴えた場合、企業秘密管理者が侵害者の製造した製品が自己の企業秘密である製造法を試用して製造した製品と同じ内容であることを証明できるとき、侵害者は当該製品の製造でその企業秘密を使用したものと推定する。ただし侵害者がそうでないことを証明できるときはその限りではない。

#### 第一三条

第八条(二)に基づく訴訟があった時の損害賠償額について、裁判所は以下の原則に基づき定める権限を有する。

(一)実際に発生した損害における賠償を定めるほかに、裁判所は企業秘密における権利の侵害者に対し、損害賠償に加える形で、その侵害によって得た利得の返還を命じることもできる。

(二)(一)に基づく損害賠償を定めることができない場合、裁判所は、裁判所が適当と判断した額に基づき、企業秘密保護者に対する損害賠償額を定める。

(三)企業秘密における権利侵害が意図的な行為であり、当該企業秘密が企業秘密でなくなった事

由となったという証拠がはっきりしている場合、裁判所は侵害者に対し、裁判所が(一)または(二)に基づき定めた額からさらに罰則を付加するために損害賠償の支払いを命じる権限を有する。ただし(一)または(二)に基づく損害賠償額の二倍を超えてはならない。

#### 第一四条

企業秘密保護のための裁判所を通じた権利の行使、及び本法令で規定した以外の企業秘密に係る訴訟は、知的財産・国際貿易裁判所設置法及び知的財産・国際貿易訴訟法の規定に従う。

### 第三章

#### 政府機関による企業秘密の保全

#### 第一五条

新種の化学物質を使った農業上の薬品または化学品の製造、輸入、輸出または販売認可の申請人に対し、政府機関へ申請書と共にデータ提出を義務づけている法律がある場合、そのデータの全部または一部が試験結果、あるいは非常な努力を払って制作、発見、創造したその他のデータの形態を有する企業秘密であり、申請人が当該企業秘密の保全を政府機関に申請したとき、政府機関はその企業秘密を公開、持ち出し、不公正な商業利用から保全する義務を有する。このとき大臣が定めた規則に従う。

第一段に基づく規則は少なくとも以下についての定めがなければならない。

- (一) 政府機関に対する企業秘密保全申請における条件
- (二) 試験結果の詳細またはその企業秘密としてのデータ
- (三) 企業秘密保全における期限
- (四) 技術の種類及び試験結果、または秘密データを考慮した企業秘密の保管方法、及び
- (五) 企業秘密保全における国の係官の義務及び責任

### 第四章

#### 企業秘密委員会

#### 第一六条

委員長と、科学、工学、工業、農学、薬学、国際貿易、経済学、法学、または本法令に基づく職務遂行に有益な分野で経験を有する者から内閣が任命した一三人以下の委員から成る企業秘密委員会を設置する。このとき有識者委員のうち少なくとも六人は民間の有識者から任命する。

局長を書記とする。

委員会は知的財産局の公務員から二人以下を副書記に任命することができる。

#### 第一七条

委員長及び委員はパートナーシップ、会社、または事業機関において何らかの地位を占める、あるいは利害関係を有してはならない。

#### 第一八条

第一六条に基づく委員長及び委員の任期は一期四年とする。

委員長または委員が任期切れ前に退任した場合、あるいは内閣が先に任命した委員の任期中に新たな委員を任命し、増員した場合、代わりに任命された委員、または増員された委員の任期は、はすでに任命されていた委員の残り任期と同じとする。

任期に基づき退任した委員長または委員は、一度に限り再任できる。

#### 第一九条

第一八条に基づく任期切れによる退任のほか、委員長及び委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した
- (二) 辞任した
- (三) 内閣が解任した
- (四) 背任または能力喪失があった
- (五) 破産者となった
- (六) 無能力者または準無能力者となった
- (七) 最終判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪または軽犯罪を除く
- (八) 第一七条に基づく禁止行為をなした

#### 第二〇条

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。

委員長が会議に出席しない、または議長としての職務を果たすことができない場合は、会議に出席した委員が一人の委員を互選して、会議の議長とする。

会議の決定は多数決による。委員は一人一票を有し、票数が同数であるときは会議の議長が決定票を投じる。

ある審議内容に利害関係を有する委員長または委員は、その件についての審議に参加できない。

#### 第二一条

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 内閣への提出を検討するよう、商業大臣に対し、企業秘密における政策及び標準に係る意見を具申する
- (二) 本法令に基づく省令及び規則の制定における大臣への助言またはコンサルタント
- (三) 当事者の訴えに基づく企業秘密に係る係争の調停
- (四) 法律が委員会の権限義務と定めたとるに基づくその他の執行

## 第二二条

委員会は小委員会を設置して、審議、決定、または委員会の委任に基づく執行を行なわせることができる。

第二〇条を小委員会の会議にも準用する。

## 第二三条

第二一条(三)に基づく場合を除き、本法令に基づく職務遂行において委員会は、審査の必要に応じて証言、データや書類、物品の提出を命じる召喚状を出す権限を有する。

第一段に基づく命令は、どの件における審査のために証言、データ、書類、物品の提出を求めているか、はっきりとした詳細を示さなければならない。

## 第二四条

本法令に基づく執行のために送付される召喚状、通知書またはその他の文書は書留郵便でその者の住所、居住地または勤務地に送るか、委員会が定めたところに基づくその他の方法で送る。

第一段に掲げた方法で送ることができない、またはその者が出国している場合、その者の住所、居住地、勤務地の視認しやすい場所、あるいは国民登録法に基づく直近の家屋登録書(タビヤン・バーン)に氏名が掲載された家屋の視認しやすい場所に掲示する。あるいはその土地で通常販売されている新聞に要約を公告することもできる。

以上の方法に基づき執行した時、その者が文書を受領したものとみなす。

召喚状、通知書、その他の文書の送付方法、及び利害関係人の異議申立ての権利は委員会が定め、官報で告示した規則に従う。

## 第二五条

知的財産局は本法令に基づく企業秘密に係る一般職務遂行で権限義務を有し、委員会の事務、会議、データ収集、または委員会の業務に係る諸業務、さらには本法令に基づく職務遂行における関係機関の調整、委員会が委任したその他の業務を担当する。

## 第二六条

本法令に基づく職務遂行において、委員長及び委員は刑法典に基づく捜査官とする。

## 第五章

### 係官

## 第二七条

本法令に基づく刑事事件に係る職務遂行において係官は以下の権限を有する。

(一) 本法令に基づく違反行為によって取得した、または製造された物品があると疑える事由がある

時、あるいは捜査令状を待っている間に、違反に係る文書または物品が移転される、または損壊を受けるものと信じられる事由がある時、日照時間内またはその場所の勤務時間内に、捜査または検査のために建物、勤務地、製造場所、商品保管所または乗物に立ち入る

(二)本法令に基づく違反行為があると疑える事由がある場合、訴訟に資するよう、三ヶ月以内にわたって、違反に係る文書または物品を押収または差押える

#### 第二八条

係官の職務遂行にあって、関係者はしかるべき便宜を供する。

#### 第二九条

第二七条に基づく職務遂行に当たって、係官は関係者に身分証明書を提示しなければならない。

第一段に基づく身分証明書は大臣が定め、官報で告示した様式に従う。

#### 第三〇条

本法令に基づく職務遂行において、係官は刑法典に基づく捜査官とする。

### 第六章

#### 罰則規定

#### 第三一条

第二七条に基づく係官の職務遂行を妨害した者は、一年以下の禁固刑、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第三二条

第二八条に基づく職務遂行中の係官に対し便宜を供しなかった者は、一ヶ月以下の禁固刑、または二〇〇〇バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第三三条

企業秘密管理者に事業上の損害を与える意図をもって、その企業秘密が企業秘密でなくなる形で他者の企業秘密を一般に公開した者は、その方法が文書による広告であっても、音声または図画、あるいはその他の方法であっても、一年以下の禁固刑、または二〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第三四条

第一五条第一段の内容に基づき制定された規則に基づき企業秘密を保全する地位にあることを利用し、自己または他者の利益のために不正にその秘密を公開した、または使用した者は、五年から一

〇年の禁固刑、または一〇〇万パーツから二〇〇万パーツの罰金、あるいはその併科に処する。

### 第三五条

本法令に基づく執行により取得した、または知った企業秘密管理者の事業に係る非公開の事実関係を公開した者は、五年から七年の禁固刑、または五〇万パーツから一〇〇万パーツの罰金、あるいはその併科に処する。ただし公務執行における公開、または事件捜査または訴訟に資するための公開はその限りではない。

公務執行または事件捜査、訴訟において、第一段に基づく者から事実関係を取得し、また知って、その事実関係を公開した者は、同一の刑罰に処する。

### 第三六条

違反者が法人である場合、その法人の違反行為が取締役、マネージャー、またはその法人の業務試行で責任を有する者のしなければならない義務であるところの命令、行為により、あるいは命令、行為をしなかったことにより生じたとき、その者がその違反について規定したところに基づき刑罰を受ける。

### 第三七条

第三三条及び第三六条に基づく違反は和解することができる。

### 第三八条

第三三条及び第三六条に基づく違反において、委員会は略式処分とする権限を有する。この場合、委員会は略式処分における原則を定める、またはしかるべき条件を付することで、小委員会、局長、捜査官、または係官に略式処分を委任する権限を有する。

第一段の規定下に、捜査において捜査官が本法令に基づく違反行為者を発見し、その者が略式処分を容認したときは、捜査官は委員会、または委員会が第一段に基づき略式処分を委任した者に、その者が略式処分を容認した日から七日以内にその件について送致する。

違反者が期限内に略式処分の額に基づき料金を支払った時、刑事訴訟法典に基づき事件は終了したものとみなす。

違反者が略式処分を容認しないとき、または容認したが期限内に料金支払いに応じなかったときは、立件を継続する。

### 経過規定

### 第三九条

本法令は本法令が施行される前の企業秘密の公開、持ち出し、使用について適用しない。

本法令が施行される前に製造、輸入または輸出された商品で、かつ本法令に違反した商品は、本法令の施行日から一年以内であればその占有者が販売または輸出することができる。